り、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	1,900
（略）	（略）

三　（略）

第六～第八　（略）

り、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	1,300
（略）	（略）

三　（略）

第六～第八　（略）

官　告

官告事項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、令和６年度における予算使用の状況（令和６年度出納整理期間を含む。）を次のとおり報告する。

令和６年度予算使用の状況（令和６年度出納整理期間を含む。）（財務省調査）

１．一　般　会　計

(1)　概　　要

令和６年度第４・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、72,607,823,779千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、37,644,409,224千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、34,963,414,554千円である。

また、令和６年度における収納済歳入額は　135,980,878,488千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　123,023,998,629千円
であって、差引き　12,956,879,858千円
の剰余を生ずる。

上記の剰余金12,956,879,858千円には、令和５年度までに発生した剰余金の使用残額　３千円
が含まれているので、差引き、令和６年度新規発生剰余金は　12,956,879,855千円
となる。

この新規発生剰余金から、令和７年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　10,243,266,020千円
を控除した額　2,713,613,835千円
が繰越歳出予算財源控除後の令和６年度新規発生剰余金となる。

更に、この剰余金から地方交付税交付金等財源として純剰余金の計算上控除する額　449,099,996千円
を控除した額　2,264,513,838千円
が令和６年度における財政法（昭和22年法律第34号）第６条の純剰余金となる。

(2)　歳　　入

令和６年度第４・四半期中の収納済歳入額は、72,607,823,779千円であって、歳入予算額126,514,973,726千円に対して57.3％（前年同期48.9％）の収入割合となる。これを前年同期62,395,869,588千円に比べると10,211,954,190千円の増加となる。

これは、公債金において5,913,034,472千円、租税及印紙収入において3,955,462,198千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	６年度第４・四半期	前年同期
租税及印紙収入	53,398,378,444	49,442,916,246
官業益金及官業収入	12,917,032	13,628,993
政府資産整理収入	192,957,798	224,794,479
雑収入	5,178,170,283	4,802,164,123
公債金	13,825,400,219	7,912,365,746
計	72,607,823,779	62,395,869,588